

サンハイツニュース

発行者 幕張サン・ハイツ管理組合

.043 272 3864

E-mail sanhaitu@agate.plala.or.jp

第225号(平成19年9月)

サン・ハイツホームページ開設

9月度定例理事会においてサン・ハイツホームページの運用方法、利用規約が承認され、この度、正式に公開のはこびとなりましたのでご案内いたします。

サン・ハイツやクラブ、サークルの紹介、サン・ハイツ周辺情報、電車、バス時刻表など生活に役立つ便利な情報が満載！ 是非一度アクセスしてみて下さい。

ホームページアドレス : <http://www17.plala.or.jp/sanhaitu/>

(携帯電話からのアクセスはできませんのでご注意下さい。)

組合員専用ページのご利用について

ニュース前号にてお伝えしましたがホームページには、組合員に限定して公開する組合員専用のページがあります。このページのご利用にあたりましては、添付しました「サン・ハイツホームページ利用規約」への同意が必要となります。ご利用の際は利用規約のすべてを確認、ご理解いただきまして、同意書にご利用になる方の氏名、捺印と、連絡用メールアドレスをご記入の上、管理事務所に提出下さい。後日、同意書を提出いただいた方の連絡用メールアドレスにID、パスワードをご連絡させていただきます。

(サン・ハイツホームページ利用規約は、ホームページからも閲覧可能です。)

ホームページ説明会の開催

サン・ハイツ住民の皆様を対象に今回公開されました、ホームページの、説明会を開催いたします。パソコンをまだお持ちで無い方、インターネット接続環境が無い方は、是非この機会にご参加いただきまして、ホームページの内容をご確認いただきたいと思います。

日時： 2007年 10月13日 土曜日

午前の部 10：00より

午後の部 13：30より

場所： サン・ハイツ集会場

事務員募集のお知らせ

事務員として勤務していた6号棟のグリ井上さんが、この度ご家庭の事情により退職されましたので改めて管理事務所の事務員を募集することとなりました。

週2日程度の勤務ですシニアボランティア的に退職され自適生活されている方達のご協力を含めお願ひいたします。

自薦、他薦、性別、年齢を問いません。 詳しくは管理事務所までお問い合わせ下さい。

洗車場水道管支柱の補修工事完了

前号にてお伝えしておりました、3号棟前駐車場の洗車場にあります、水道管支柱の破損ですが、9月14日アサマ設備サービスにて補修工事が完了いたしましたのでお知らせいたします。 みんなの設備ですので大事に使いましょう。 また今後は、使用時等に誤って破損した場合は、速やかに管理事務所または、管理組合理事にご連絡いただけますようお願いいたします。

駐車及び駐輪違反対策について

駐車違反については、夜間パトロール等で違反シールによる注意行っていますが、今回常習違反者2名に対して、文書により警告を行いました。

また、路上や歩道での駐輪で車両通行や歩行の妨げになっている自転車があるとの声も寄せられており、今後管理組合ではこのような自転車についても違反シール等により注意を行うことといたします。 自転車は原則、各戸の物置に保管ということを再度ご認識下さい。

住宅用火災警報器の設置について

平成18年6月1日から、住宅に対する「住宅用火災警報機」の設置が法令により義務付けられています。(但し、罰則規定はありません) 未だ火災警報機を設置されていない住民の方は、ご参考までに近隣にて入手可能な機器一覧を添付いたしますので設置時の参考としてください。

社会マナーを守って下さい！！

最近、サン・ハイツ住民の方が敷地内で「タン」や「つば」を吐いている、階段、路上等で喫煙、「タバコの吸殻のポイ捨て」をしているとの苦情・目撃情報が管理組合に届いております。 このような行為は本人はよくても周りの方にとってその形跡だけでも非常に不快であり迷惑なことです。 またサン・ハイツ住民にそのような方がいるということは非常に残念です。 皆さんも今一度社会のルール・マナーについて考えてみてください。 もちろん、サン・ハイツの敷地内に限った話ではありません。

「皆様の協力で環境美化し住み良い幕張サンハイツに努めましょう」

以上

同 意 書

幕張サン・ハイツ管理組合理事長殿

私は、サン・ハイツホームページの利用あたり「サン・ハイツホームページ利用規約」の内容に同意し管理組合員専用ページの会員 ID、パスワードの発行を申請いたします。

申請月日 平成 年 月 日

幕張サン・ハイツ_____号棟_____号室

氏名 _____

連絡用メールアドレス _____ @ _____

主として使用する場所 (自宅 ・ 会社(職場) ・ その他)

で囲んで下さい

住宅用火災警報器の設置が義務付けされました。

平成18年6月1日から住宅（共同住宅を含む）に対して「住宅用火災警報器」の設置が法令により義務付けられました。

これは、平成15年中の住宅火災における死者の数が17年ぶりに1,000人を突破したことや今後迎える高齢化社会と共に住宅火災による死者数の増加が懸念されている事などから、消防法の改正が行われ、その設置が義務付けられたものです。

なお、既存の住宅等については、千葉市火災予防条例により平成20年5月31日まで猶予期間が設けられています。

★ 住宅用火災警報器とは？

- ・ 住宅用火災警報器は、大きく分けると煙に反応する「煙式」と、熱に反応する「熱式」の2種類があります。
- ・ 「煙式」は、煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で知らせます。
- ・ 「熱式」は、住宅用火災警報器の周囲温度が一定の温度に達すると、音や音声で知らせます。
- ・ 寝室などには、早期発見に有効な「煙式」を設置します。
- ・ 大量の煙や湯気が滞留する恐れのある台所には「熱式」を設置する事ができます。
- ・ 設置する住宅用火災警報器は、日本消防検定協会の「NSマーク」の付いた商品を選んで下さい。

★ 取付方法は？

- ・ 住宅用火災警報器は、天井や壁に取付けます。
- ・ 天井に取付けの場合は、壁面から60cm以上離して取付けます。
- ・ 壁面に取付けの場合は、壁面の天井から15～50cm以内に取付けます。
- ・ 詳しくは取扱店や、消防署へ相談したり、取扱説明書をよく読んで、正しい位置に取付て下さい。

★ 家のどこに必要か？

- ・ 住宅用火災警報器は、少なくとも寝室と台所に設置します。
- ・ 寝室とは、普段就寝している部屋（子供部屋も含む）で、来客が就寝するような部屋は除いてもよい。

★ 維持の仕方は？

- ・ 電池式の場合、電池切れの警報・表示が有った場合は、適切に電池を交換する。
- ・ 自動試験機能を有する住宅用火災警報器で、機能に異常を知らせている場合は、適切に住宅用火災警報器を交換する。
- ・ 自動試験機能を有していない住宅用火災警報器は、交換期限が経過した場合には、適切に住宅用火災警報器を交換する。

★ 住宅用火災警報器の設置費用の助成

- ・ 下記に該当される所帯の方は、千葉市より「住宅用火災警報器給付」制度により、住宅用火災警報器の設置費用の助成を受けることができます。
(対象者)
65歳以上の低所得（生活保護法による被保護所帯、前年所得税非課税所帯）の寝たきり高齢者、ひとり暮らしの高齢者等
- ・ 詳しいことを聞きたい方、相談をしたい方、助成対象者などは、下記連絡先（千葉市消防局）へお問い合わせ下さい。

（連絡先）

千葉市住宅用火災警報器相談室（千葉市消防局予防部予防課内）
電話 043-202-1688

住宅用火災警報器一覧

2007.07.21現在